

起債の通り

起債の通り起債するものとする。

一 起債金額 一金百五十萬圓也

一 起債目的 公営住宅新築費

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年

一 借入時期 昭和三十年年度但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度内

一 償還方法 昭和三十年年度より五年以内一括置き両府拾五年以内の毎年二回

元利ほゞ均等償還により繰上償還するものとする。但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しは低利債に借換えることができる。 税収その他一般充入

昭和三十年三月十二日 提

三朝町長 坂 出 社

昭和三十年三月十二日 議決

三朝町議會議長 天 野 康

原案可決

